

<町の申告相談の日程>

指定日	混雑予想	対象地域	指定日	混雑予想	対象地域
2月16日(金)	混雑	腰区	3月1日(金)	混雑	
19日(月)	混雑	下田野区	4日(月)	混雑	金沢全域
20日(火)		上の台区	5日(火)		日野沢全域
21日(水)		根岸区	6日(水)		三沢全域
22日(木)	混雑	上大浜区 中大浜区	7日(木)		
26日(月)		下大浜区	8日(金)	混雑	上原区 原区
27日(火)	混雑	戦場・土京区	11日(月)		下原区
28日(水)		親鼻区	12日(火)	混雑	金崎区 国神区
29日(木)		駒形区	13日(水)		大淵区 野巻区
			14日(木)		
			15日(金)	混雑	地域指定なし

※地域の指定日は、来場者数を分散させるための目安です(できるだけご協力ください)。

<申告相談の持ち物>

- 個人番号(マイナンバー)が確認できるもの
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)
- 税務署からの案内通知(送られたかたのみ)
- 利用者識別番号が確認できるもの(利用者識別番号を取得したことがあるかたのみ)
- 所得の計算に必要な資料
 - (1) 営業所得のあるかた………帳簿・決算書などの収支内訳、領収書などの根拠資料
 - (2) 給与所得や年金所得のあるかた……源泉徴収票
 - (3) 不動産所得のあるかた………支払調書、帳簿、固定資産税納税通知書など
- 控除の計算に必要な資料
 - (1) 医療費控除のあるかた………医療費控除の明細書
 - (2) 各種保険料控除のあるかた………控除証明書など(生命保険、地震保険、国民年金など)
 - (3) 寄附金控除のあるかた………寄附先が発行する領収書など
- その他、計算に必要な資料

問合せ 税務課(7番窓口) ☎62-1461 秩父税務署 ☎22-4433

確定申告を予定している皆さんへ

<申告が不要なかた(例示)>

- 給与所得者ですべての給与所得について年末調整を行なったかた
- 公的年金の収入金額が400万円以下のかた
- ※いずれも、給与・年金以外の所得があるかたや各種所得控除を追加適用したいかたを除きます。

<申告が必要なかた(例示)>

- 事業所得(営業・農業)や不動産所得のあるかた
- 給与所得者で給与以外の所得があるかた
- シルバー人材センター分配金や不動産の譲渡所得、保険の満期保険金や解約還付金などがあるかた
- その他(国保加入者、町営住宅入居者、公的な機関から申告するよう言われているかたなど)

収入ゼロの申告のみ行う場合

町へ収入ゼロの申告をすることを希望される場合、ご自身で申告書を作成のうえ、郵送や持参により提出をお願いしています。詳細は税務課へお問い合わせください。

●申告方法① スマホ・パソコンで申告

●申告方法② 郵送で申告

●申告方法③ 秩父税務署の申告相談会場で申告

開設期間 2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日を除く
受付時間 午前8時30分から午後4時(提出は午後5時)まで ※相談開始は午前9時からです。

申告会場 秩父税務署内(秩父市日野田町1-2-41)

その他 会場への入場にはLINEによる事前予約が必要です。

※当日用に入場整理券も配付しますが、発行数に限りがあります。

スマホをお持ちの場合、基本的にスマホを利用して会場で申告書を作成していただきます。

この機会にスマホ申告に挑戦してみましよう!

●申告方法④ 町の申告相談で申告

相談受付 2月16日(金)～3月15日(金) ※土・日・祝日を除く

受付時間 午前の部：午前9時～11時30分 午後の部：午後1時～3時30分

受付会場 役場2階201会議室

次に当てはまるかたは、町の申告相談では受けられません。

- 譲渡所得(土地・建物など)
- 住宅借入金
- 医療費控除(明細書の事前作成をしていない場合)
- 株式譲渡・先物取引
- 営業・農業
(領収書の仕分け・科目整理ができていない場合)
- 死亡している
- 令和6年1月1日に皆野町に住所がない
- 青色申告・雑損控除・海外扶養

上記以外でも、内容により町の申告相談では受けられないことがあります。

医療費控除明細書は、国税庁ホームページや税務署・役場窓口でも配付しています。